

7 議 委 第 7 0 号  
令和 7 年 1 月 28 日

南会津町議会議長 山内 政 様

南会津町議会産業建設委員会  
委員長 楠 正 次

### 委員会調査（行政視察）報告書

本委員会所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、會議規則第 77 条の規定により報告します。



# 産業建設委員会行政視察報告書

1. 調査事件 有害鳥獣解体処理施設設置および活用の状況について

2. 調査日時 令和7年10月29日（水） 午後1時～午後4時30分

3. 調査場所 宮城県刈田郡蔵王町役場及び蔵王町有害鳥獣解体場

4. 調査の出席者

- 委員長 楠 正次、副委員長 渡部 裕太、委員 芳賀 正義、委員 川島 進  
随行者 議会事務局長 渡辺 健二
- 対応者 宮城県刈田郡蔵王町議会議長 佐藤 長成  
議会事務局長補佐 鈴木 直美  
農林観光課 参事 遠藤 貴大  
農林観光課 主事 遠藤 修平  
蔵王町鳥獣被害対策実施隊 遠刈田隊隊長 杉山 良夫（解体場対応）

5. 調査結果

（1）取り組みのきっかけ

平成23年以降にイノシシの生息域が急速に県南部地域から北部に拡大しました。イノシシが急増し農作物被害が重大になり、平成22年が208万円だった被害額が平成26年には655万9千円に急増したことから、イノシシの有害捕獲に取り組みました。平成22年に18頭の捕獲実績が平成26年には153頭に激増し、現地埋設等の対応をしていたが、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化により現地埋設処分は限界に達するものと見込まれ、解体処理施設の設立が喫緊の課題となりました。

平成24年以降は野生鳥獣の放射性物質が基準値を超えたため出荷制限がかけられ、当面は食肉用としての流通は困難とされました。また、捕獲獣を1頭丸ごとの焼却処分できる施設がなく、焼却処理能力に応じた解体が必要であり鳥獣被害対策実施隊から町に解体場の設置要望が寄せられました。

（2）取り組みの状況

解体場の設置は一般的に迷惑施設と考えられることから、地元住民と十分な対話をを行い、意見及び住民から出された要望に応えることにしています。

## ●地元住民の要望事項

- ①住民の目に触れない場所に設置すること。
- ②一見して解体場と分からない形態および出入り口を通行者に見えない位置にすること。
- ③解体獣類残渣を一般廃棄ゴミとして搬出すること。

（3）解体場設置事業費抑制の取り組み

捕獲獣類の血抜き処理を現地で丁寧に行い、解体場ではトロ船を使用して新聞紙等を敷き血を吸着させて排水に流入させないことで、獣類血液処理の浄化槽設置費用を抑えています。獣類の解体残渣は生ゴミとして一袋15キロ以内にし冷凍保管しています。

解体場の鍵は町内実施隊5隊の隊長及びゴミ運搬業者がそれぞれ持ち、解・施錠をしています。解体場の窓ガラスに「ゴミあり」の表示がされている場合にゴミ運搬業者が解錠し、袋詰めされた獣類残渣を運搬して処分場にて焼却処分しています。

#### (4) 建設・備品費用

建物1棟、業務用急速冷凍庫1台、業務用冷凍ストッカー2台、食器消毒保管庫1台、戸棚1個、高圧洗浄機1台、移動式テーブル4台、獣類解体用クレーン2機を設置しています。

●総事業費 16,719,480円

●内訳：建設費用 14,470,920円

　　備品費用 2,248,560円

町負担費用は9,184,980円ですがこの内80%が特別交付税措置され、実質の町負担金は総事業費の10%程度です。

### 6. 所感

蔵王町鳥獣被害対策実施隊の方は「自分たちが要望した施設であるから、しっかりと利用する」という思いが伝わりました。実施隊員の平均年齢は令和6年度65歳と高齢化が進み、これまで1頭解体処理するために要する時間は2時間から半日程かかりました。解体処理場ができるからは安全に衛生的な処理がスピーディにでき、1頭の解体に要する時間は30分～60分程度と解体場設置前と比較すると大幅に時間短縮ができたこと及び労力軽減がありますといふ話を聞きました。

本町の有害鳥獣被害対策実施隊の高齢化も進んでいることから、隊員の労働力軽減及び安全な解体処理ができるように不要となる公共施設等を活用することで解体場設置を検討すべきと考えます。



蔵王町議会 佐藤 長成 議長 欽迎の挨拶



説明の様子



集合写真



蔵王町有害鳥獣解体場の説明 (杉山 良夫 隊長)

福島県南会津町議会 産業建設委員会

行政視察研修

蔵王町有害鳥獣解体場

有害鳥獣捕獲から解体処理までの流れ  
【イノシシ編】

蔵王町農林觀光課

イノシシ捕獲から解体処理の流れ

①止め刺し後、捕獲場所にて放血作業

捕獲方法：くくり罠

③捕獲場所から解体場へ搬入

車で直接解体場へ搬入することが出来る



イノシシ捕獲から解体処理の流れ

④捕獲団体の計測作業【解体場内】

作業行程①：体長測定



イノシシ捕獲から解体処理の流れ

④捕獲団体の計測作業【解体場内】

作業行程②：体高測定



イノシシ捕獲から解体処理の流れ

④捕獲個体の計測作業【解体場内】

作業行程③；重量測定

後足のアキレス腱付近にS字フック  
を差し込む

\_\_\_\_\_



イノシシ捕獲から解体処理の流れ

④捕獲個体の計測作業【解体場内】

作業行程③；重量測定

\_\_\_\_\_



イノシシ捕獲から解体処理の流れ

④捕獲個体の計測作業【解体場内】

作業行程③；重量測定

\_\_\_\_\_



イノシシ捕獲から解体処理の流れ

⑤解体作業【解体場内】

作業行程①；皮剥ぎ

\_\_\_\_\_

イノシシ捕獲から解体処理の流れ

⑤解体作業【解体場内】

作業行程②；内臓等摘出

\_\_\_\_\_

イノシシ捕獲から解体処理の流れ

⑤解体作業【解体場内】

作業行程②；内臓等摘出

\_\_\_\_\_

### イノシシ捕獲から解体処理の流れ

#### ⑤解体作業【解体場内】

作業行程③：捕獲個体の残さ処理  
解体場では、出来るだけ血を流さない  
ように処理しているため、解体作業中  
はトロ舟を処理している個体の下に置  
き、解体作業を行っている。



### イノシシ捕獲から解体処理の流れ

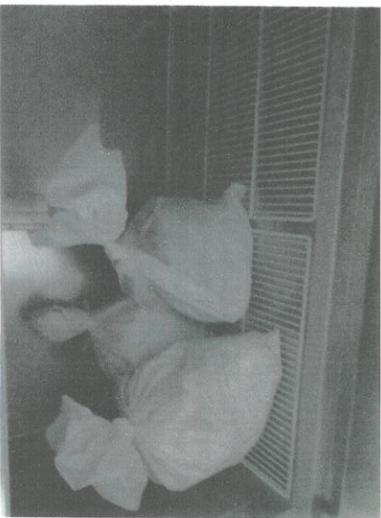
#### ⑤解体作業【解体場内】

作業行程⑤：解体処理後の残さ処理  
急速冷凍庫へ袋のまま入れる  
一袋の重量は、10～15kgとする。  
週二日、地域のごみ収集日に町の委託  
業者が、解体場へ入り搬出する。

### イノシシ捕獲から解体処理の流れ

#### ⑤解体作業【解体場内】

作業行程③：捕獲個体の残さ処理  
解体場では、出来るだけ血を流さない  
ように処理しているため、解体作業中  
はトロ舟を処理している個体の下に置  
き、解体作業を行っている。



### イノシシ捕獲から解体処理の流れ

#### ⑥解体作業【解体場内】

作業行程④：自家消費用の肉の処理



○撮影協力者【敬称略】（平成29年12月5日現在）

感王町鳥獣被害対策実施隊 遠刈田隊

隊長 佐藤 一秀  
副隊長 佐藤 一正  
隊員 佐藤 一弘  
隊員 白井 静利  
隊員 阿部 和利  
隊員 工藤 静和  
隊員 廣谷 良和  
隊員 杉山 正達  
隊員 崎山 正達  
隊員 大崎 正達

編集加工：感王町農林觀光課 農林振興係

## 福島県南会津町議会産業建設委員会 行政視察研修 事前質問事項

- 3 施設周辺住民の理解と協力はありますか  
施設の建設にあたっては、事前に地元住民との合意形成を図り、住民から寄せられた意見や要望を反映した形で建設を進めました。  
また、建設場所は町有地であり、地域から譲渡を受けた土地です。施設の運営開始後も地域との関係は良好であり、建設当初から現在に至るまで、フレームなどの問題は一切発生していません。

- 4 捕獲個体の処理方法  
これまで、捕獲個体の処理は現地での埋設や実施隊員（獣友会員）による自宅での解体という形で行われており、いずれの方法も隊員へ大きな負担を強いるものでした。  
①イノシシ被害の急増  
平成23年度以降、戦王町ではイノシシの生息数が急増。それに伴い、有害捕獲による捕獲頭数も増加しました。

- ②捕獲個体の処理方法  
これまで、捕獲個体の処理は現地での埋設や実施隊員（獣友会員）による自宅での解体とい

- う形で行われておりますが、別添資料「戦王町有害鳥獣解体場施設フローチャート」(P.4～P.8)をご参照ください。  
③焼却施設の制約  
戦王町農林観光課予算に計上して購入しています。  
町農林観光課予算に計上して購入しています。  
また、消耗品等に不足が生じた場合は、実施隊員から農林観光課へ連絡があり、速やかに補充を行っています。  
以上の課題を背景に、町獣友会（町実施隊）から要望が寄せられました。

### ○戦王町農政審議会における諮詢・答申

- 平成25年12月6日、戦王町長は「有害鳥獣対策について」の諮詢を戦王町農政審議会に對しを行い、意見を求めました。  
平成26年2月26日、同審議会より町長に対し、「有害鳥獣対策について」の答申が提出されました。その答申では4件の意見が示され、特に以下の内容が指摘されました。  
「捕獲頭数の増加に伴い、隊員宅の庭先などで行われてきた從来の解体処理体制に限界が生じている。円滑な解体処理の推進と捕獲隊の負担軽減のためにも、必要な設備や資機材を備えた解体処理施設を町が設置すべきである。」

- この答申を踏まえ、戦王町は解体処理施設の設置を決定し、平成26年度当初予算に開闢案を提案しました。

- 2 設置場所の選定にあたってどのような協議が行われましたか  
設置場所の選定に際しては、以下の条件を基に内部協議が行われました。

- ①町有地であること

- ②上下水道区域内であること

- さらに、地域住民の理解を得られる場所の選定を前提としました。また、新たに土地を確保することは想定されていませんでした。

- 3 施設の規模、構造及び備品等の管理方法は  
①施設の規模・構造  
施設の規模や構造については、別添資料「戦王町有害鳥獣解体場施設フローチャート」(P.4～P.8)をご参照ください。

### ②管理方法

- 施設の管理は町が行っていますが、常駐職員は配置していません。  
施設の運営母体は町であり、修繕や備品補充など必要な管理業務を町が担っています。  
施設の基本的な清掃や整理整頓については、施設使用者（実施隊員）が実施する仕組みとなっています。

### ③備品管理

- 備品類については備品台帳を活用して管理を行っています。必要な備品類がある場合、町農林観光課予算に計上して購入しています。  
また、消耗品等に不足が生じた場合は、実施隊員から農林観光課へ連絡があり、速やかに補充を行っています。

- 4 施設の運営費・維持管理費はどの程度かかりますか  
令和7年度当初予算における運営費・維持管理費は1,378千円です。  
予算の詳細については、別添資料「戦王町有害鳥獣解体場 概要説明」(P.2)をご参照ください。

- 5 施設の運営費・維持管理費を充当していますか  
施設の建設費用および当初の設置備品については、「鳥獣被害防止総合支援事業」を活用しています。  
予算の詳細については、別添資料「交付金充当一覧表」(P.3)をご参照ください。  
また、維持管理経費については、特別交付税措置を活用し、財源の確保に努めています。

- 6 施設設置費用と維持管理経費に国・県の補助金を充当していますか  
施設の建設費用と維持管理費を充当していますが、実施隊員による施設の清掃や簡易管理を担当いただき、職員配置や清掃に関する人的コストの削減に努めています。  
解体処理により発生した廃棄物（動物廃さ）は、地域内の町指定集積事業者が施設内から回収しています。この回収に伴う費用負担は発生していません。

8 施設の運営母体と管理办法はどうのようになっていますか  
施設の運営母体は町であり、修繕や備品補充など必要な管理業務を町が担っています。  
一方で、施設の基本的な清掃や整理整頓については、施設使用者（実施隊員）が実施する仕組みとなっています。  
施設の運営母体は町であり、修繕や備品補充など必要な管理業務を町が担っています。  
施設の基本的な清掃や整理整頓については、施設使用者（実施隊員）が実施する仕組みとなっています。

9 解体作業はどうなたが行っていますか、  
捕獲を行った実施隊員が、手作業で解体作業を行っています。

10 専門業者への委託はありますか、  
浄化槽や解体場内の冷凍庫などの保守管理業務は、専門業者に委託しています。

11 捕獲現場からの搬出作業はどうのに行っていますか、  
捕獲した有害鳥獣は、実施隊員の車両を使用して解体場まで搬送しています。

12 解体処理作業がどの程度効率化されましたか  
【解体施設建設前】

①頭の解体が約2時間から半日程度の時間を要していました。

【解体施設建設後】

②頭の解体が約30分から1時間程度で完了するようになりました。  
③解体場設置前後で有害鳥獣駆除数に変化はありませんか、  
解体場設置前後で、有害鳥獣解体に要する時間が大幅に短縮され、その分捕獲用の  
わな設置等の作業に充てられる時間を確保できるようになりました。  
これに伴い、捕獲頭数も増加しています。  
また、イノシシの生息数自体が増加していることも要因となり、捕獲頭数は全体的に増加  
傾向にあります。

13 解体場設置前後で有害鳥獣駆除数に変化はありませんか、  
解体場設置等の作業に充てられる時間を確保できるようになりました。  
これに伴い、捕獲頭数も増加しています。  
また、イノシシの生息数自体が増加していることも要因となり、捕獲頭数は全体的に増加  
傾向にあります。

14 捕獲現場周辺での埋設も行っていますか、  
捕獲した個体は、基本的に有害鳥獣解体場で一時管理を行い、その後焼却施設へ搬送  
しています。  
ただし、豚熱に感染しているイノシシなどについては、例外的に埋設処理を行う場合があ  
ります。

15 ごみ処理（一般廃棄物）として取り扱う際の課題はありますか  
事業活動に伴う廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物（事業系一般廃棄物）に区分されます。  
場合があり、その取り扱いには注意が必要です。  
また、一般廃棄物として処理できる量に制限があるため、詳細については所在地である福島県の保健所等に確認する必要があります。  
一方、蕨王町の場合、町が管理運営を行っている（ジビエ加工処理施設を併用している）ことから、廃棄物（動物残さ）は基本的に一般廃棄物として処理されています。  
解体処理により発生した廃棄物は、地域内の町指定集積事業者が施設内から回収して  
おり、この回収に伴う費用負担は発生しません。  
回収は週2回行われますが、匂いや腐敗の進行を防ぐため、廃棄物を保管する冷凍  
庫の確保が必要です。

16 処理施設のクマ等からの防衛対策をしていますか  
侵入防止対策は特に講じていません。  
処理施設内外の清掃（除草作業を含む）や、施設内の冷凍庫の徹底した管理及び清掃  
を行い、衛生管理に努めています。

17 関係機関・団体による運営協議会等を設置していますか  
設置しています。  
名称：蕨王町農作物有害鳥獣対策協議会 事務局：蕨王町農林観光課  
構成委員

①会長：蕨王町長  
②副会長：みやぎ仙南農業協同組合 代表理事組合長  
③監事：白石蕨王森林組合 代表理事組合長  
④監事：宮城県農業共済組合 理事（蕨王町担当理事）  
⑤委員：蕨王町農業委員会会長  
⑥委員：宮城県自然保護員（蕨王町担当）  
⑦委員：蕨王町行政区長会会長  
⑧委員：みやぎ仙南農業協同組合 蕨王町農家組合 委員長  
⑨委員：宮城県刈田獣友会 円田支部長  
⑩委員：宮城県刈田獣友会 宮支部長  
⑪委員：宮城県刈田獣友会 遠刈田支部長  
オブザーバー  
①蕨王町鳥獣被害対策実施隊 円田南部隊長  
②蕨王町鳥獣被害対策実施隊 円田中央隊長  
③蕨王町鳥獣被害対策実施隊 円田北部隊長  
④蕨王町鳥獣被害対策実施隊 宮隊長  
⑤蕨王町鳥獣被害対策実施隊 遠刈田隊長  
⑥蕨王町長